

地方交付税法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例等

- (一) 平成二十八年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額四千百億円、平成二十八年度における法定加算額三千四百三十六億円及び臨時財政対策のための特例加算額二千七百四十六億九千五十万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額四千億円、同特別会計借入金利子支払額千五百八十四億円、平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八百二十七億三千六百五十万円及び平成二十一年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二十八年度から平成四十二年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額九百八十三億八千二百五十万円を控除した額とすること。

- (二) 平成二十九年年度から平成四十三年度までの各年度における地方交付税の総額について、十五億円を加算すること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 当分の間の措置として「地域の元氣創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」を設けると。
- (二) 平成二十八年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けること。
- (三) 地方における現下の喫緊の重点課題に対応するため、自治体情報システム構造改革推進事業、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進、森林吸収源対策等の推進に要する経費を措置すること。
- (四) 子ども・子育て支援施策の充実、障害者の自立支援、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実に要する経費の財源を充実すること。
- (五) 住民の生活に直結する公共施設の維持補修に要する経費の財源を充実すること。
- (六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる

経費の財源を措置すること。

(七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 基準財政収入額の算定方法の特例

平成二十八年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

四 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例

平成二十八年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

五 震災復興特別交付税に関する特例

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、平成二十八年度分の地方交付税の総額に三千四百七十七億七千四百九十万千円を加算すること。

(二) 平成二十八年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(三) 平成二十八年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二十八年度中に交付せず、当該交付しない額から、平成二十七年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、平成二十八年度に繰り越した震災復興特別交付税の額のうち平成二十八年度に交付しない額を控除した額を、平成二十九年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(四) 平成二十八年度及び平成二十九年分における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。

(五) 平成二十八年度及び平成二十九年分における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けること。

(六) 東日本大震災に係る復興事業等の事業の実績等を勘案し、地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を増加し、又は減少すべき額があるときは、当該額を震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額することができること。

(七) (六)の減少すべき額が、当該地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を超過する場合には

、総務大臣は当該超過する額を返還させることができること。

六 特別交付税制度の改正

地方交付税総額における特別交付税の割合を、四パーセントから六パーセントに改めること。

七 その他所要の改正

第二 地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正

地方交付税総額における特別交付税の割合について、平成二十八年度においては五パーセント、平成二十九年度においては四パーセントとする規定を廃止すること。

第三 地方財政法の一部改正

一 地方債の協議不要対象団体の要件を緩和するとともに、一部の公的資金をもって地方債を起こうとする場合等について、協議をすることを要しないこととすること。

二 退職手当の財源に充てるための地方債の特例の期限を平成二十七年度から平成三十七年度に延長すること。

三 その他所要の改正

第四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正

- 一 将来負担比率に算入する項目に、不動産の信託及び第三セクター等に対する短期貸付けに係る一般会計等の実質的な負担見込額を追加すること。

二 その他所要の改正